

## さらなる企業経営の健全性確保を目指したグループのガバナンス

### 日軽金グループ

日本軽金属ホールディングス(株)(以下、「日軽金HD」といいます)は、(株)東京証券取引所の市場第一部に上場する純粋持株会社です。日本軽金属(株)および東洋アルミニウム(株)を中核事業会社とする連結子会社77社、持分法適用関連会社15社(2020年3月31日現在)の「日軽金グループ」を形成し、アルミニウム製品およびその関連製品の製造・販売を中心とした事業を展開しています。

### グループのガバナンス体制

日軽金グループの経営に関する基本的な考え方は、3つのエッセンスと13の基本方針からなる「グループ経営方針」として体系化されています。

グループのガバナンスについては、各社の自律性を尊重しつつ、日軽金HDが定めるグループ規則などに基づいた管理を行うほか、グループ全体に影響を及ぼす事項については、日軽金HD取締役などで構成する「グループ経営会議」で多面的検討を行った上で決定しています。そのうち、特に重要な事項については日軽金HD取締役会で審議・決定しています。

日軽金HD取締役会は、2019年度は、計13回開催されました。2020年6月からは、独立社外取締役を1名増員しました。その結果、日軽金HD取締役会は、独立社外取締役5名(うち1名女性役員)を含む14名で構成され、(株)東京証券取引所が制定する「コーポレートガバナンス・コード」にて推奨される「独立社外取締役3分の1以上」の水準を充たすこととなりました。

また、監査機能の制度的独立性を維持する観点から、監査役会を設置しており、2019年度は12回開催されました。監査役会は、独立社外監査役3名(うち1名外国籍役員)を含む6名で構成されています(2020年6月24日現在)。また、監査業務の補助のため専任の従業員1名を配置しています。

### 指名・報酬委員会の設置

日軽金HDは、コーポレートガバナンスの重要事項である取締役などの指名や報酬に関して、取締役会の監督機能を強化するため、取締役会および代表取締役社長の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会(委員長は委員である独立社外取締役の中から取締役会で選定)を2020年2月に設置しました。

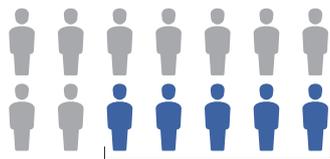
本委員会では、代表取締役および取締役求められる職責・資質などの指名方針に関する事項や、代表取締役社長の後継者計画に関する事項などを審議し、取締役などの指名や報酬に関する決定プロセスの透明性・公正性を確保していきます。

※指名・報酬委員会メンバー(2020年6月24日現在)

委員長	小野 正人(独立社外取締役)
委員	林 良一(独立社外取締役)
委員	伊藤 晴夫(独立社外取締役)
委員	早野 利人(独立社外取締役)
委員	土屋 恵子(独立社外取締役)
委員	岡本 一郎(代表取締役社長)

#### ● 社外取締役・社外監査役の割合

取締役14名(任期1年)

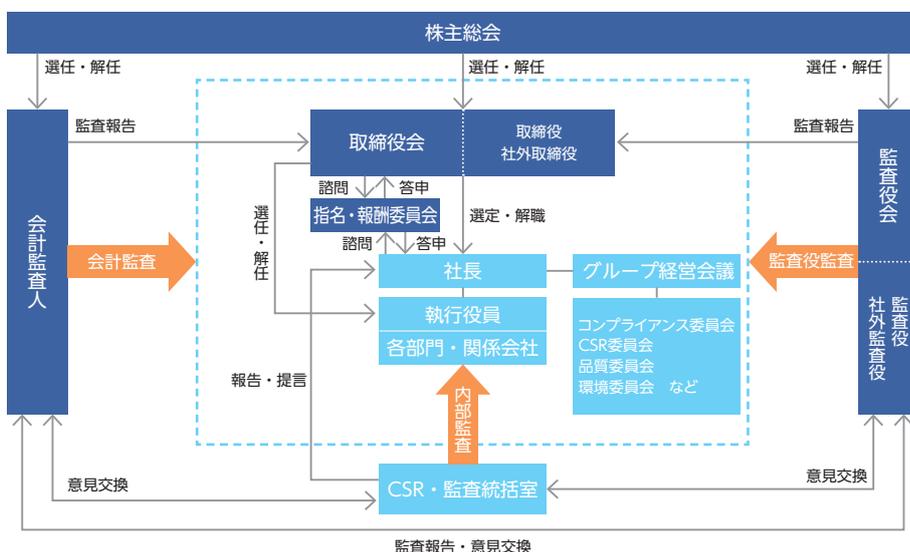


監査役6名(任期4年)



※(株)東京証券取引所が規定する「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役または社外監査役」

#### ● ガバナンス体制



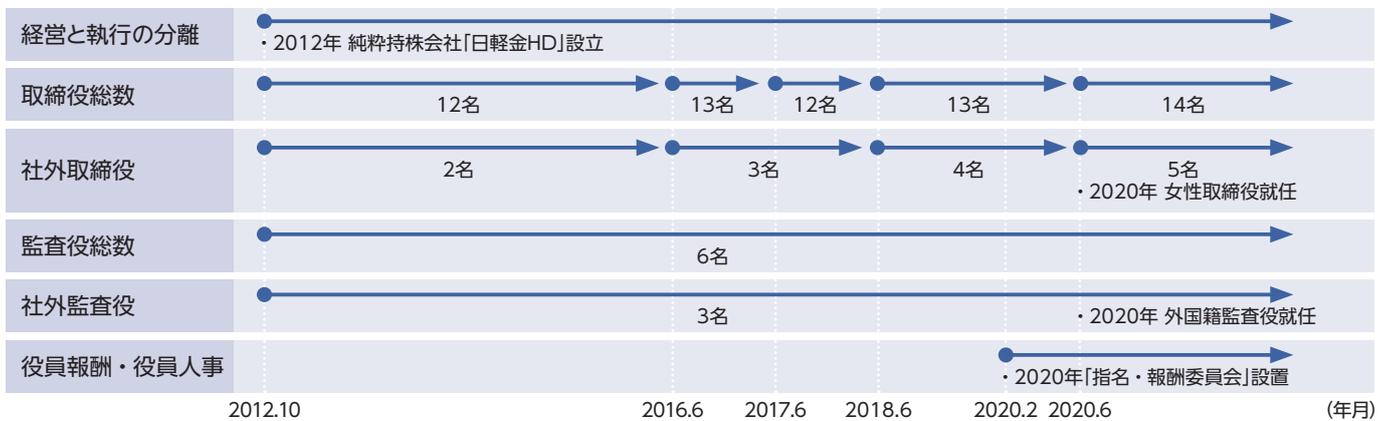
## 取締役会の実効性評価

日軽金HD取締役会では、毎年、取締役会の実効性評価について決議しています。

取締役会では、社外取締役および社外監査役を中心に積極的に意見が述べられ、活発な議論が行われており、議論の内容は経営陣の業務執行に反映されています。

また、社外取締役および社外監査役の海外を含む事業所視察の実施や、取締役会の決議事項にとらわれない経営全般に関する幅広いテーマについて自由に討議を行うことなどを通じて、取締役会運営の充実に努めています。加えて、独立社外取締役は、代表取締役社長を交えた会合や独立社外取締役のみが参加する会合を不

### ● ガバナンス体制の推移



## コンプライアンス

### コンプライアンス委員会

日軽金グループは、日軽金HD社長を委員長とする取締役で構成されるコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会では、毎年、「コンプライアンス推進計画」を策定し、計画の実行状況は四半期ごとに確認しています。

### コンプライアンスコードとコンプライアンスミーティングの両輪

日軽金グループの行動規範は「グループ・コンプライアンスコード」として示され、海外を含むグループ全ての役員・従業員に対して、法令、企業倫理、ビジネスマナーの遵守、良識ある行動、ステークホルダーとの積極的なコミュニケーションなどを求めています。この規範の周知徹底のため、4か国語(英語、中国語、タイ語、ベトナム語)に翻訳されてハンドブックとして全員に配付され、常時携行できるようになっています。



4か国語に翻訳されたハンドブック  
※ 翻訳版は英語、中国語、タイ語、ベトナム語

定期に開催し、独立した客観的な立場に基づく意見交換および課題認識の共有にも努めています。

その結果、取締役会では、オープンで建設的な発言・議論が活発になされており、実効性は確保されていると評価しています。

### <主な自由討議の議題>

#### ・「日軽金グループの人財育成」

日軽金グループにおける人財育成上の課題と、今後の方向性について議論しました。

#### ・「日軽金グループのCSR課題」

日軽金グループのこれまでのCSR活動と、今後グループが取り組むべきCSRに関する課題について議論しました。

### ● 2019年度コンプライアンス推進計画と主な実績

	計画項目	実績	評価
法令遵守	贈収賄防止	贈収賄防止規則の翻訳版ハンドブック配付	○
	重点対策リスク対応	8大リスク分野で重大インシデントなし	○
	情報管理体制整備	本社の情報管理強化	○
コンプライアンス推進	個社推進計画の実行	グループ各社の計画、実績を確認	○
	コンプライアンスミーティング	2回実施し、参加率94%	○
	海外拠点のコンプライアンス推進	コンプライアンスコード翻訳版ハンドブック配付	○
教育・研修	ハラスメント防止強化	法改正対応説明会実施、管理監督者向けパワハラ防止研修実施	○
	コンプライアンス担当者研修	法改正対応	○
	階層別研修	役員、管理職、中堅社員、新入社員の各階層で実施	○
啓発	海外赴任者研修	赴任者ごとに個別研修実施	○
	コンプライアンス推進月間	社長メッセージ発信、啓発ポスター掲示、コンプライアンス標語募集・選定	○
	イントラネット	コンプライアンス便り	○
内部通報制度	外部窓口の独立性確保	顧問弁護士事務所から専門業者へ変更	○
	日本語以外による通報窓口	英語、中国語、タイ語、ベトナム語による通報窓口設置	○

さらに、行動規範の理解促進、周知徹底のため、毎年2回、職場単位で「コンプライアンスミーティング」を開催し、反復学習を行っています。ミーティングでは、自職場の問題や他部門で起きたコンプライアンス違反事例などを題材とした意見交換なども行っています。2019年度は延べ2,156回の職場ミーティングが開催され、延べ21,404名が参加(参加率94%)しました。

●「グループ・コンプライアンスコード」の項目と主な規定内容  
位置づけ：全てのグループの役員と従業員が遵守すべき具体的な行動規範

第1章 コンプライアンスの推進

広く誠実で公正な事業活動の実践、相手の身になって、考え、行動すること

第2章 従業員に対する責任

職場の安全衛生確保を最優先とすること、人権の保護、差別やハラスメントを禁止など

第3章 基本的な社内ルール

知的財産権を含む会社資産の適切な使用、企業秘密の適切な管理、適正な業務の記録と報告など

第4章 お客さま、取引先に対する責任

製品・サービスの安全確保・品質保証、贈収賄、カルテル、談合などの不正競争禁止、取引先との適正な取引など

第5章 社会に対する責任

法令遵守、3R、低炭素化、生物多様性保全などの環境負荷低減、反社会的勢力との関係断絶、地域社会との積極的な交流と発展への貢献など

第6章 株主、投資家に対する責任

適正な情報開示、インサイダー取引の禁止など

第7章 周知徹底、付則

役員、管理職は本コードを率先して実践し部下の指導・監督を行うこと、関係する派遣事業者、請負事業者へも本コードの遵守を要請すること、本コードに違反した場合は規則に準じて処罰されることなど

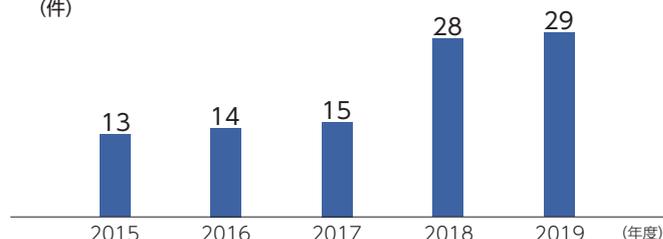
内部通報制度

内部通報制度は、主要会社に設置されているほか、グループ共通の通報窓口として「日軽ホットライン」を設置しています。日軽ホットラインには年間約40件の通報や相談が寄せられています。

日軽ホットラインでは、通報者保護と不利益取扱いの禁止を徹底しています。通報者情報は通報窓口担当者と一部の調査担当者のみに関与され、この関係者以外に通報者の同意なしで開示されることはありません。通報者自身を含む関係者は知り得た秘密を他に漏らすことは厳に禁止され、違反すれば懲戒の対象となります。また、通報者への報復や嫌がらせなども厳に禁止され、違反すれば同様に懲戒の対象となります。

2019年度は、これまで顧問弁護士事務所が担ってきた外部通報窓口を専門業者に切り替えて、内部通報窓口の独立性を高めました。さらに、主要な海外拠点がある国の母国語(中国語、英語、タイ語、ベトナム語)による通報窓口を新設し、グローバル・ホットライン体制を構築しました。

● 日軽ホットライン通報件数 (件)



内部統制

日軽金HD取締役会は、「内部統制システム整備の基本方針」を決議し、その徹底を図っています。また、半期ごとに内部統制の状況について報告を受け、その監督・指導を行っています。

財務報告に係る内部統制

適正な財務報告を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用しています。このために、グループ各社および部門ごとに「内部統制推進責任者」と「内部統制推進者」を配置し、統制の適切な整備と運用を推進しています。その評価は、社長直轄の独立性が確保された監査部門によって行われています。整備、運用、評価の状況は、監査役、会計監査人とも共有し、取締役会へ報告されます。

リスクマネジメント

日軽金グループのリスク管理システムは、オペレーショナルリスクを中心に重大リスクを特定し、それぞれのリスクを低減し、残存リスクに機動的に対応できるように、日軽金HDにリスク分野ごとに統括部門を設置し、事業部門と連携してリスクに対処しています。

取締役会は、リスク管理全般の状況について年2回報告を受けて、その内容を評価した上で必要な指示を行います。

2019年度は、気候変動リスク・機会について、取締役会、グループ経営会議、CSR委員会などで採り上げ、重要課題の選定に向けた議論を進めています。(→p.6-7)

● 重点対策リスクへの主な対応

対象リスク	対応・実績	評価
製品・サービスの欠陥 (→p.25)	全拠点の品質監査(毎年)	○
	顧客要求仕様の総点検	○
環境事故、環境負荷 (→p.15)	全拠点の環境監査(3年ごと)	○
	環境事故再発防止対策支援	○
自然災害・事故災害	管理部門BCPの策定	○
	非常用訓練(安否確認、衛星携帯通信、救命、災对本部立上)	○
労働災害 (→p.22)	休業災害の現地確認	○
	重篤災害の再発防止	○
情報セキュリティ	クラウドサービスのセキュリティ強化	○
	標的型メール訓練	○
企業秘密流出	機密情報監視体制の確立	○
安全保障輸出	該否判定に係る問題なし	○
適時情報開示の懈怠	懈怠事例なし	○